

AI・GX 産業推進に向けた都市基盤形成事業
支援業務委託

仕様書

令和8年10月
薩摩川内市

第1章 総則

(適用)

第1条 この仕様書は、薩摩川内市（以下「本市」という。）が発注する AI・GX 産業推進に向けた都市基盤形成事業支援業務委託（以下「本業務」という。）に適用する。

(目的)

第2条 本市は、令和3年6月に「薩摩川内市未来創生SDGs・カーボンニュートラル宣言」を行い、「サーキュラー都市・薩摩川内市」の実現に向け、市民、事業者、地域、学校等の多様な主体と連携しながら、社会・環境・経済の三側面を統合した取組を推進しているところである。

現在、本市では、サーキュラーパーク九州敷地における資源循環の取組に加え、国内最大級の AI データセンターの立地が計画されており、これを契機として、AI・GX 関連産業の集積や地域産業のDX化、人材育成、雇用創出を図るとともに、重要港湾川内港をはじめとする交通・物流基盤との連携を生かしながら、環境と経済の好循環と新たな交流を生み出す持続可能な地域づくりが求められている。

本業務は、本市が目指す「サーキュラー都市・薩摩川内市」の実現に向け、(仮称)唐浜産業用地及びその周辺地域を対象として、サーキュラーパーク九州敷地の立地企業や川内港との連携を見据えたエリアマネジメントの方向性を整理するとともに、AI データセンターを起点とした関連産業の集積に向けた事業化構想を策定することを目的とする。

また、産業振興、人材育成、研究開発、実証フィールドの形成、市民との共創等の観点を踏まえ、産学官金による推進体制の構築及び関係主体の連携強化を図るとともに、地域産業エコシステムの形成に向けた短期・中期・長期のロードマップを整理し、関連産業及び研究開発機能の集積による地域産業の高付加価値化、新たな雇用の創出及び若年層の定着につなげることで、環境と経済の好循環や新たな交流を生み出す持続可能な地域づくりの実現に資する戦略的な推進基盤を構築すること目的とする。

【参考：本業務等により達成を目指している KPI（評価指標）の項目】

※カッコ内の数値は計画期間の令和8～10年度における「KPI 増加分の累計」の目標値

- (1) 製造業の付加価値額増加額（+603 百万円）
- (2) 学術研究・専門技術サービス業の付加価値額増加額（+127 百万円）
- (3) 住民基本台帳人口における社会増加数（5 か年平均）（+57 人）
- (4) 市内学校新卒者の市内企業就職率（+4.2%pt）
- (5) 市内立地企業における新規雇用者数（+30 人）

(対象範囲)

第3条 本業務の対象範囲は、薩摩川内市地内ほかとする。

(履行期間)

第4条 契約締結日から令和9年3月17日（水）までとする。

(受注者の義務)

第5条 受注者は、本業務の履行に当たり、業務の目的・趣旨等を十分に理解した上で、本仕様書及び関係法令、基準、規定等を厳守し、最高の知識、知見を発揮して業務を遂行しなければならない。

2 本仕様書及び添付図書は、本業務に必要な基礎的事項のみを示したものであり、これらに記載されていない事項であっても、必要と認められるものについては、受注者が責任を持って充足しなければならない。

3 受注者は、本業務の実施に当たり、発注者と詳細な協議を行い、発注者の承認を受けた後、作業を進めるものとし、発注者と密接な連絡を取り業務を遂行しなければならない。

(関係法規等)

第6条 本業務の実施に当たっては、本仕様書のほか、国・県・市等の上位計画、指導・通達との整合を図るものとする。

(秘密の厳守)

第7条 受注者は、本業務で知り得た全ての事項について秘密を厳守し、発注者の承認なしに他に漏らしたり、転用したりしてはならない。

2 受注者は、成果品を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、発注者の承認を得たときは、この限りではない。

(疑義)

第8条 受注者は、本業務について不明な点又は疑義が生じた場合は、発注者の指示を受けることとし、その時期を逸して、業務遂行に当たり手戻りが生じないようにしなければならない。

(業務計画書)

第9条 受注者は、契約締結後、業務の着手に先立ち、次の各号に掲げる関係書類を遅延なく監督職員に提出し、承諾を受けるものとする。また、業務の区切りにおいて、調査の進捗を逐次報告するものとする。

- (1) 業務内容等
- (2) 実施方針
- (3) 工程表
- (4) 業務組織計画
- (5) 打合せ計画
- (6) 連絡体制
- (7) 成果品
- (8) その他

(協 議)

第10条 業務着手時及び実施中における協議及び打合せは、綿密に行うものとし、業務実施中における協議は、発注者の指示又は受注者からの申入れにより、随時実施するものとする。

2 受注者は、その協議事項について記録し、次回の打合せの際、相互に確認するものとする。

3 業務着手時及び成果品の納品時には、本業務の責任者が立ち会うものとする。

(市の各種事業との連携及び再委託)

第11条 受注者は、本業務の実施に際し、市が実施する各種事業との連携を図るものとする。また、再委託を行う場合は、主たる業務を除くものとし、発注者の承諾を得ること。

(図書の貸与)

第12条 受注者は、業務の実施に際し、必要な図書資料等を所定の手続きによって借り受けるものとする。

2 受注者は、貸与された関係書類を外部に漏らしてはならず、業務の完了後速やかに発注者に返還しなければならない。

3 受注者は、業務に文献等その他の資料を引用する場合、その出典名を必ず明記することとする。

(不測の事態の発生)

第13条 本業務の遂行中、不測の事態（事故、地域住民とのトラブル等）が発生した場合は、速やかに発注者に連絡を取り、指示を仰ぐものとする。

(安全管理)

第14条 本業務を遂行するに当たり、関係法規・法令等を遵守し、安全管理については十分に注意するものとする。

(契約変更)

第15条 本業務は、本業務内で想定するリスク（工期内における業務費（設計費を含む。）の増加又は工期延長を招く不確定要因）を洗い出し、業務計画において、その性質を把握することとする。

2 計画していた業務を実施できない場合や実施回数の変更、実施方法の変更などが生じた場合には、双方協議を行い、契約内容や契約金額の変更を行う可能性がある。

3 なお、発注者から変更指示した場合、発注者がリスクを負担すべき事象が発生した場合等（天候不良、自然災害等）を除き、原則、契約金額の変更は行わない。

(発注者側の審査)

第16条 発注者は、本業務の実施に当たり、企画資料等の諸情報を活用しながら、質の高い業務遂行が行われるよう努めるとともに、成果品等の審査を実施しなければならない。

(検査)

第17条 受注者は、成果品の引渡しに当たっては期限を遵守し、かつ検査を受けなければならない。

2 受注者は、成果品の検査において、訂正を指示された場合は、直ちに訂正しなければならない。

3 受注者は、成果品の引渡し後において、受注者の責任に帰すべき誤りが発見された場合は、受注者の責任において、所要の修正等を行わなければならない。

第2章 業務内容

(業務項目)

第18条 業務項目については、次のとおりとする。

(1) 発注者との打合せ及び共通事項

ア 受注者は、業務の実施に際して、発注者と綿密に打合せを行うこと。

イ 本業務で作成した各種資料、調査結果、データ、計画書等の成果物に係る権利は発注者に帰属するものとする。

ウ 本業務の実施に当たっては、市の関係計画、サーキュラーパーク九州構想、GX戦略地域制度、AI データセンター事業計画その他関連施策との整合を図ること。

エ 本業務を通じて、地域経済、産業振興、人材育成、まちづくり等の観点から期待される効果及び課題を整理すること。

オ 各業務の企画と運営方法等は、双方協議の上、決定するものとする。

カ 本業務で開催する会議等については、議事録を作成し、発注者へ提出すること。

(2) (仮称)唐浜産業用地におけるエリアマネジメント推進業務

ア (仮称)唐浜産業用地及び周辺地域の現況調査を実施し、立地条件、土地利用状況、交通・物流環境、エネルギー関連インフラ及び周辺施設の整備状況等の整理を行うこと。

イ サーキュラーパーク九州敷地に立地する企業との連動性を前提として、外部人材による助言等を踏まえながら、産業集積及びまちづくりの観点から望ましい土地利用方針、導入機能及び施設配置の検討を行うこと。

ウ 産業振興、人材育成、研究開発、実証実験、市民交流等の機能を含む持続的なエリアマネジメントの方向性を整理すること。

エ 国内外の先進事例調査及び比較分析を行い、本市への適用可能性の検討を行うこと。

オ 本市が実施した市場性調査結果の分析を行い、本市が目指す産業構造及び土地利用方針に適合する誘致対象業種・企業像を整理するとともに、用地分譲に係る公募

の実施に向けて、立地事業者の評価・選定基準、分譲方針、審査手法及び立地・分譲条件の基本的な考え方について整理すること。なお、公募は令和9年1月頃を開始を想定しているため、本年12月末を目途に立地事業者の評価・選定基準、分譲方針、審査手法及び立地・分譲条件の基本的な考え方を整理すること。

カ エリア価値向上に向けた運営主体、推進体制、実施手法及び事業スキームの検討を行うこと。

キ 事業化及び持続的なエリア運営に向けた課題、必要となる制度・組織・財源等を整理すること。

ク 上記の内容を踏まえ、事業の進捗管理を行いながら（仮称）唐浜産業用地におけるエリアマネジメント方針及び短期・中期・長期のロードマップとして取りまとめること。

(3) （仮称）唐浜産業用地における AI データセンター事業化構想策定及び関連産業集積促進支援業務

ア AI データセンターを起点とした関連産業集積の方向性及び将来像を整理すること。

イ AI・デジタル関連産業、フィジカル AI、半導体、ロボティクス、クラウドサービス、データ利活用産業等の関連産業に係る市場動向及び立地ニーズを調査・分析すること。

ウ 当該用地における電力容量の活用方針及び産業用地を活用した産業集積モデルを検討すること。

エ 企業誘致のターゲット設定、誘致戦略、誘致要件等の整理、立地促進施策及び地域企業の参入促進方針を検討すること。

オ 国、県、大学・研究機関、金融機関、事業者等と連携した人材育成、研究開発及びスタートアップ支援に関する施策の方向性を整理すること。

カ AI データセンターの立地効果を最大限地域へ還元するための地域産業エコシステム形成方針を検討すること。

キ 民間投資の誘発、産学官金連携組織の自走化、持続的運営に向けた方針及び次年度以降に実施すべき施策の優先順位を整理すること。

ク 上記内容を取りまとめ、本市における AI データセンター関連産業集積に向けた事業化構想及びロードマップとして取りまとめること。

(4) 検討組織及び産学官連携協議会の設置・運営等業務（外部専門人材の活用を含む）

ア 本事業を推進するための検討組織を設置・運営し、必要な会議資料、議事録等を作成すること。開催回数は2～3回程度。委員は6名程度。

イ 産業界、大学・研究機関、金融機関、行政等で構成する産学官金連携協議会の設置に向けた関係機関との調整を行うこと。15機関程度。

ウ 検討組織及び協議会の運営に必要な企画立案、資料作成、ファシリテーション及び意見整理を行うこと。

エ AI データセンター、産業集積、エリアマネジメント、都市開発、人材育成等の分野に関する専門的知見を有する有識者又は外部専門人材を活用し、助言及び提案を受ける体制を構築すること。

オ 検討結果を踏まえ、次年度以降の事業推進体制及び実施方針を整理すること。

(5) 成果報告書等の作成

ア 本業務の実施結果を成果報告書として取りまとめること。

イ 発注者が説明会や国への報告等で活用できる概要版資料及び説明資料を作成すること。

ウ 検討成果を図面、概念図、ロードマップ等により分かりやすく可視化すること。

(仕様書の変更等)

第19条 本仕様書は、本業務に係る基本的な要求水準を示すものであり、契約締結時には、受託候補者の企画提案内容を踏まえ、市との協議により業務内容を調整し、必要に応じて仕様書を変更し又は追加するものとする。

(成果品の提出)

第20条 本業務の全てが完了した後、受注者は、次の成果品を作成・準備の上、発注者に提出しなければならない。

(1) 本業務内容に関するレポート資料一式（報告書） 本冊 2部 カラー

本業務の成果は、以下を一体的に取りまとめた報告書として作成する。

- ・（仮称）唐浜産業用地エリアマネジメント方針
- ・AI データセンター関連産業集積事業化構想
- ・ロードマップ（短期、中期、長期）
- ・産学官金連携体制構築方針
- ・各種調査分析結果
- ・上記各業務の検討内容に係る図面、概念図及び体制図等

(2) 本業務内容に関するレポート資料一式（報告書） 電子データ 一式（CD-R又はDVD-R）

(3) 本業務において作成、使用等したデータ 一式

(4) その他、発注者が指示したもの 一式

※ 成果品の作成に当たっては、本仕様書や監督職員の指示に従うこと。

2 受注者は、本業務に係る完成通知書とともに、前項各号に示した成果品を、発注者に提出するものとする。なお、提出場所については、薩摩川内市新産業創造室とする。